

和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画
－南海トラフ巨大地震等の大地震に備えて－

平成28年3月

(平成29年3月改定)

和歌山県

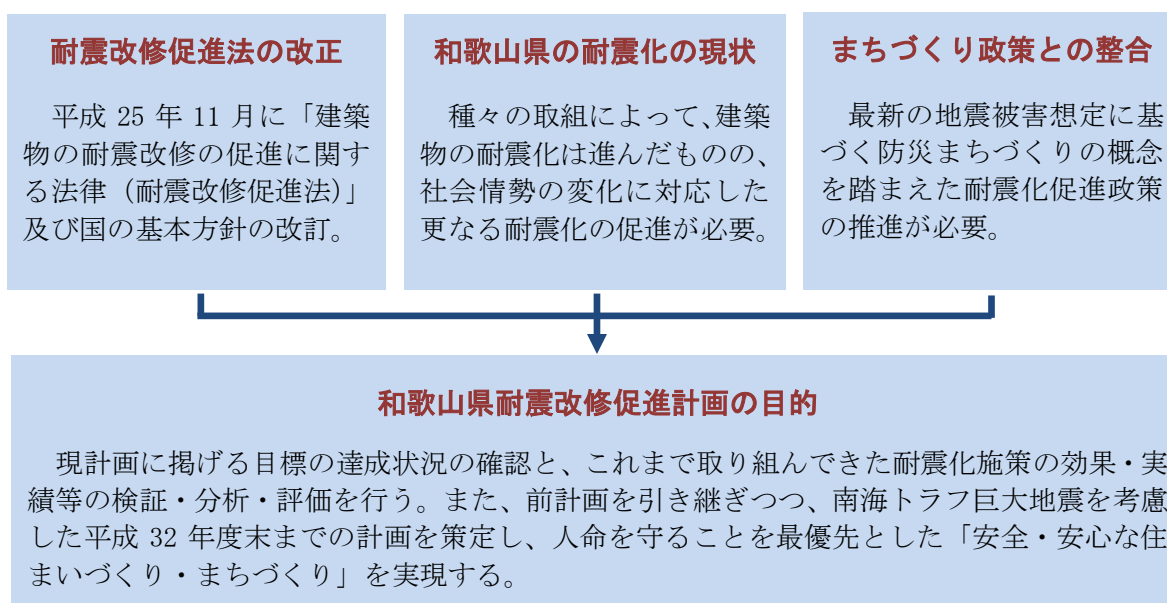
はじめに

1 計画策定の背景と目的

本県では、平成 19 年 3 月に「和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画－東南海・東海地震等の大地震に備えて－」を策定し、平成 27 年度までを重点実施期間としたうえで、大地震時の死者数半減を目指すための目標設定を行い、県内市町村及び建築関係団体等と連携しながら、住宅・建築物の耐震化を推進するための各種施策展開を図ってきたところですが、東日本大震災等を踏まえ、平成 25 年度に実施した本県の地震被害想定の結果において、約 90～150 年周期で発生すると想定されている M8.7 の地震（以下「東海・東南海・南海 3 連動地震」という。）では、県内で 147,000 棟（全壊及び半壊）の建物被害が予想され、また、千年に一度、1 万年に一度に発生すると想定されている M9.1 の地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）では、県内で 259,500 棟（全壊及び半壊）の建物被害が予想されており、更なる耐震化の促進が喫緊の課題となっています。

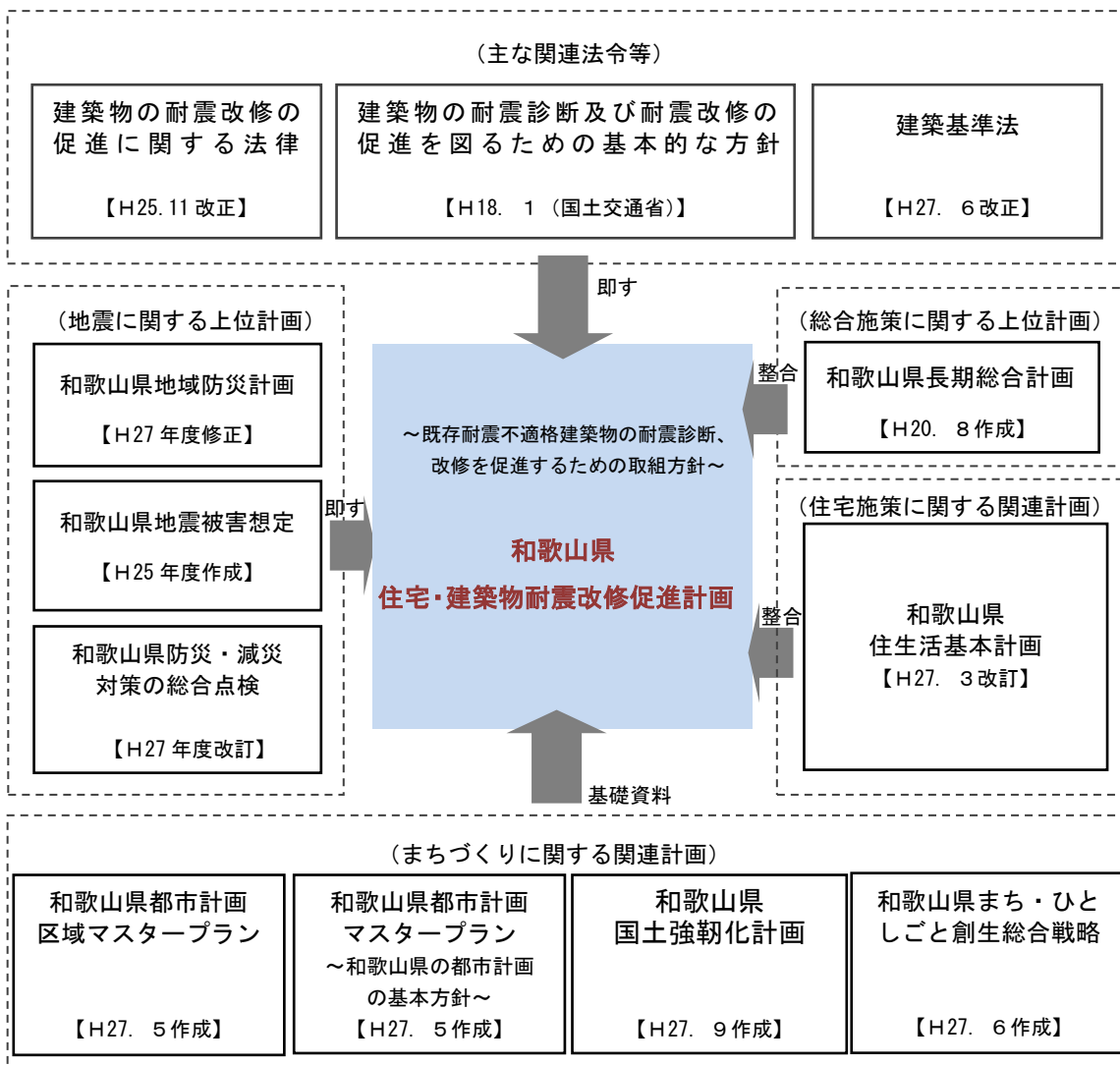
また、東日本大震災をはじめとする近年の災害を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、平成 25 年 11 月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、耐震性の確認と耐震化について、戸建て住宅などの小規模建物を含む全ての旧耐震基準建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物）の努力義務が規定されました。

本県では、こうした様々な状況変化を鑑み、更なる耐震化施策を推進するため、「和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。



2 計画の位置づけ

本計画は、その他の防災対策と合わせて推進すること、また、住宅所有者の住生活・住環境や県が進めるまちづくりと密接に関連していることを踏まえ、以下の関連計画等との整合を考慮し策定しました。



3 本計画の期間

本計画は、前計画を引き継ぐものであり、前計画の計画最終年度が平成27年度であること、国が平成32年度までに住宅耐震化率を95%とする目的を掲げていることを踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年を計画期間とし、この間に実施すべき施策や耐震化の目標等に関する事項について定めることとします。

4 対象となる住宅・建築物

本計画で対象となる住宅・建築物とは、原則として地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合していない住宅・建築物（以下「既存耐震不適格建築物」という。）となります。

表 1 対象建築物一覧

対 象	内 容
住 宅	・戸建住宅、長屋、共同住宅等
建築物	・小規模建築物 ・多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵所、処理場 ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物
県有施設	・昭和 56 年 5 月以前に着工された建築物 ・木造以外の建築物で 2 階以上を有し、又は延べ面積 200 ㎡を超える建築物（県営住宅、未使用施設及び県民の利用を見込まない施設等は除く。）

注) 建築物の用途別、規模別規制対象一覧は、資料編参照。

《建築物の耐震化の促進のための規制措置》

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

資料：国土交通省「建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要」より、一部転載。

5 想定される地震の規模と建物被害

(1) 想定地震

本県の地震被害想定は、これまでの報告書の中で、以下の4つの地震が想定されています。

- ① 東海・東南海・南海3連動地震
- ② 南海トラフ巨大地震
- ③ 中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下「中央構造線による地震」という。）
- ④ 田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下の地震」という。）

平成26年3月の「和歌山県地震被害想定調査」報告書において、上記①②の地震を想定しています。東海・東南海・南海3連動地震は、震源域が静岡県から高知県に及ぶM8.7の地震で、中央防災会議が示した2003年モデルによるものであり、南海トラフ巨大地震は、震源域が静岡県から宮崎県に及ぶM9.1の地震で、内閣府が2012年に示したモデルによるものです。なお、南海トラフ巨大地震の想定において、内閣府は複数のケースを想定して地震の震源・津波の波源モデルを設定していますが、本県では、そのうち県内にもっとも広く大きな災害を及ぼす可能性の高い、陸側ケース（地震震源）・ケース3（津波波源）を用いた想定を行っています。

表2 想定される地震の規模

	東海・東南海・南海3連動地震	南海トラフ巨大地震
地震規模	M8.7	M9.1
発生周期	約100年	1,000～10,000年
震源域	静岡県～高知県	静岡県～宮崎県

資料 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）

また、平成18年3月の地震被害想定調査報告書の中では、上記に加え、県下に大きな被害を及ぼす地震として、和歌山県内の中央構造線による地震と、田辺市内陸直下の地震に関する被害想定等が報告されています。

表3 想定される地震の規模

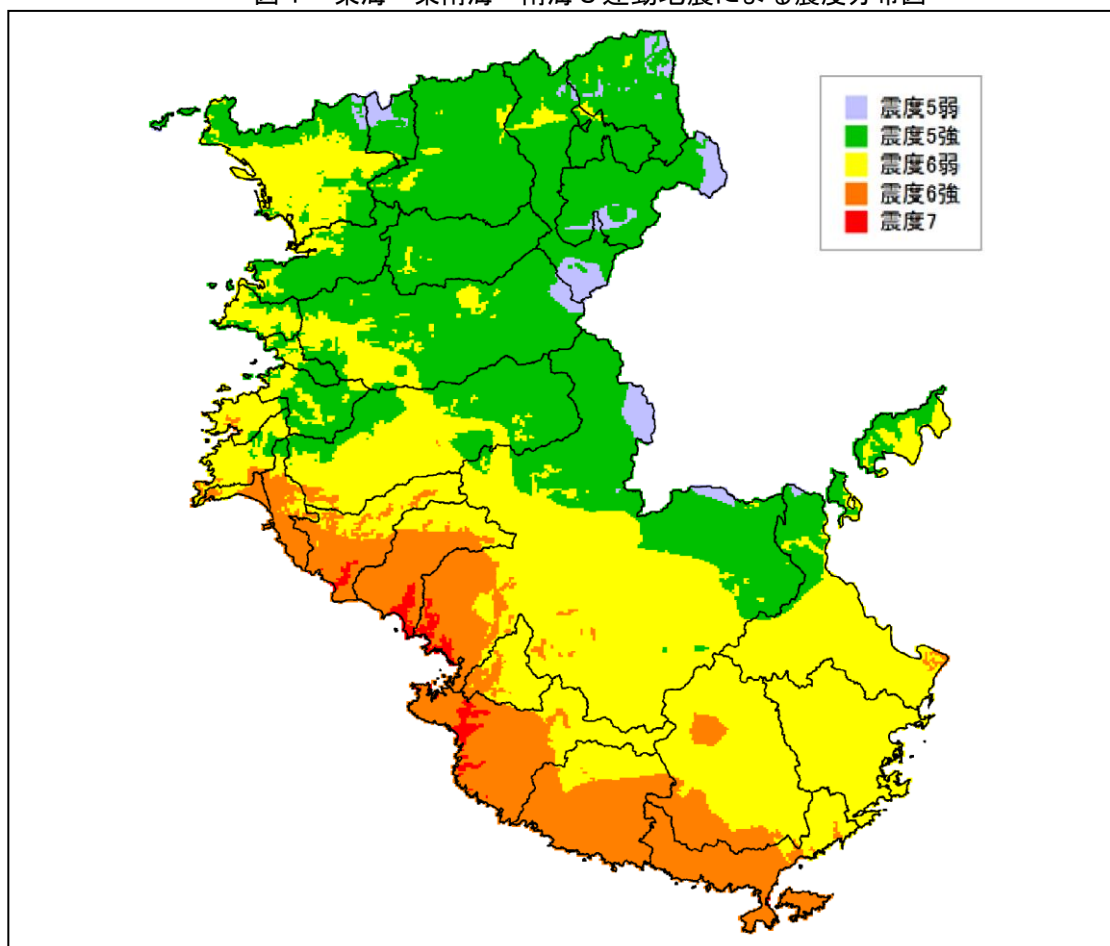
	中央構造線による地震	田辺市内陸直下の地震
地震規模	M8.0相当	M6.9相当
震源断層の位置	中央構造線 (淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市～旧本宮町
震源断層の深さ	4～14km	4～12.6km

資料 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成18年3月）

－東海・東南海・南海3連動地震による震度分布図－

以下に東海・東南海・南海3連動地震の震度分布図を示します。東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合は、震度5弱から7となり、中部から南部の沿岸平野部を中心に大きな震度が予測されています。

図1 東海・東南海・南海3連動地震による震度分布図



資料 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）

表4 東海・東南海・南海3連動地震の発生による場合の市町村別最大震度分布

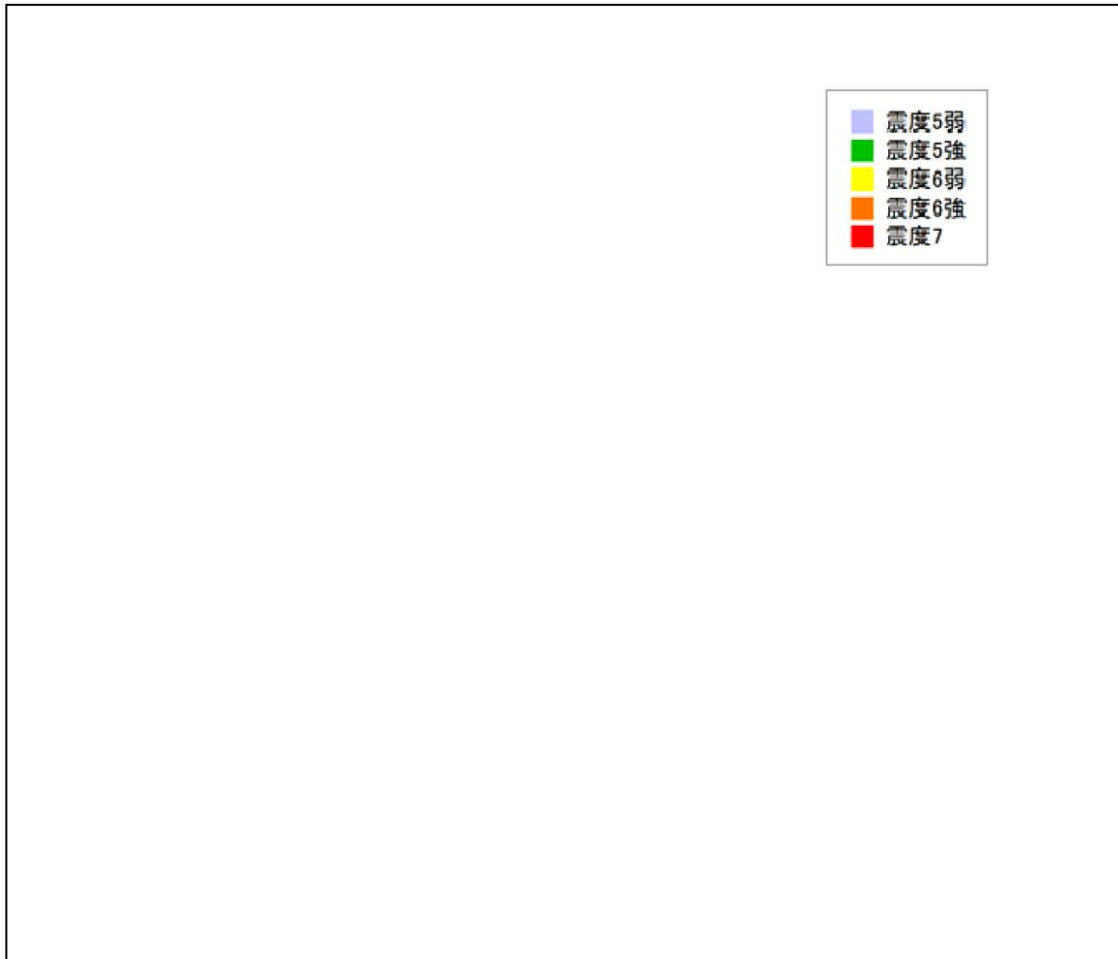
市町村名	想定最大震度	市町村名	想定最大震度	市町村名	想定最大震度
和歌山市	震度6弱	湯浅町	震度6弱	田辺市	震度7
海南市	震度6弱	広川町	震度6弱	白浜町	震度7
紀美野町	震度6弱	有田川町	震度6弱	上富田町	震度7
紀の川市	震度6弱	御坊市	震度6強	すさみ町	震度6強
岩出市	震度6弱	美浜町	震度6強	新宮市	震度6強
橋本市	震度6弱	日高町	震度6強	那智勝浦町	震度6弱
かつらぎ町	震度6弱	由良町	震度6強	太地町	震度6弱
九度山町	震度6弱	印南町	震度7	古座川町	震度6強
高野町	震度5強	みなべ町	震度7	北山村	震度6弱
有田市	震度6弱	日高川町	震度6強	串本町	震度7

資料 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）

－南海トラフ巨大地震による震度分布図－

以下に南海トラフ巨大地震の震度分布図を示します。南海トラフ巨大地震の場合は、震度5強から7と全県的に大きな揺れとなり、地盤の弱い沿岸平野部で特に大きな揺れが発生します。

図2 南海トラフ巨大地震による震度分布図



資料 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）

表5 南海トラフ巨大地震による市町村別最大震度分布

市町村名	想定最大震度	市町村名	想定最大震度	市町村名	想定最大震度
和歌山市	震度7	湯浅町	震度6強	田辺市	震度7
海南市	震度7	広川町	震度7	白浜町	震度7
紀美野町	震度6強	有田川町	震度6強	上富田町	震度7
紀の川市	震度6強	御坊市	震度7	すさみ町	震度7
岩出市	震度6強	美浜町	震度7	新宮市	震度6強
橋本市	震度6強	日高町	震度7	那智勝浦町	震度6強
かつらぎ町	震度6強	由良町	震度7	太地町	震度6強
九度山町	震度6強	印南町	震度6強	古座川町	震度7
高野町	震度6弱	みなべ町	震度7	北山村	震度6強
有田市	震度7	日高川町	震度6強	串本町	震度7

資料 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）

和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画

平成28年3月

編集発行 和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-3231 (ダイヤルイン)

調査協力 株式会社 ウエスコ
